

平成二十八年三月二十九日受領
答 弁 第 二 一 〇 二 一 号

内閣衆質一九〇第二〇二号

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員仲里利信君提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がる
ことに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、これを公にすることにより、求職者等及び雇用主の権利利益を侵害するおそれがあることから、答弁は差し控えたい。

二について

求職者等から求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なるとの相談が公共職業安定所（以下「安定所」という。）等にあつた件数については、平成二十四年度分以降、厚生労働本省において集計しているところであり、御指摘の五件が求職者等から平成二十四年度以降に安定所等に相談があつた事例である場合には、その件数に含まれていると考えている。

三及び四について

厚生労働省としては、求職者等から求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なるとの相談についてその件数及び内容を把握するとともに、平成二十六年三月には「ハローワーク求人ホットライン」を

設置し、求職者等に対してリーフレット等によって周知する等、相談機会の拡充を図っているところである。また、安定所においては、求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なるとの相談に対して対応する担当者を常時設定するとともに、実際に相談があつた場合には、「一般職業紹介業務取扱要領」

(平成二十三年三月三日付け職発〇三〇三第一号厚生労働省職業安定局長通達別添)等に基づき迅速な事実確認、必要な是正指導等の対応を適切に行っているところであり、御指摘は当たらないと考えているが、引き続き、安定所に対し、求人票で示された労働条件が実際の労働条件と異なる事案への対応の徹底を指示するとともに、必要な対策について検討してまいりたい。